

第三次足立区緑の基本計画

【計画期間】令和2（2020）年度～令和11（2029）年度

中間検証報告書

令和7（2025）年3月

足立区

都市建設部 パークイノベーション推進課

目 次

1	第三次足立区緑の基本計画中間検証の背景	1
	(1) 緑の基本計画について	1
	(2) 緑の基本計画の計画期間及び中間検証について	1
	<施策体系>	2
2	中間目標の達成状況	3
	(1) 「ひとづくり」の実績一覧	3
	(2) 「まちづくり」の実績一覧	4
3	計画目標及び各施策の評価・分析、今後の方針	5
	(1) ひとづくり	5
	計画目標 緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす	5
	指標 緑化活動に参加した区民の割合	5
	施策1 緑を育むひとを増やす	7
	施策2 緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ	8
	(2) まちづくり	14
	計画目標 魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進	14
	指標① まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合	14
	指標② 景観・街並みが良好であると感じる区民の割合	16
	指標③ 樹木被覆地率	18
	施策Ⅰ-1 骨格となる水と緑の確保と充実	20
	施策Ⅰ-2 「歩きたくなる」水と緑のネットワークの構築	22
	施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実 ①優良緑化	25
	施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実 ②緑化助成	26
	施策Ⅱ-2 樹林地・農地の保全と活用 ①保存樹林指定件数	28
	施策Ⅱ-2 樹林地・農地の保全と活用 ②特定生産緑地面積	30
	施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理	32
4	計画後期における主な取組み	40
	(1) 世論調査に基づく指標を補足するモニター調査の実施	40
	(2) 緑化活動の参加者のすそ野の拡大	40
	(3) 緑化活動の評価、表彰	40
	(4) 民有地の緑の充実に向けた取組み	41
	(5) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	41
5	次期計画策定に向けた検討課題	42
	(1) 緑に関する国や東京都の動向の反映	42
	(2) 樹林地・農地の保全方策の検討	43
	(3) 緑化指導・緑化計画の対象の検討	43

1 第三次足立区緑の基本計画中間検証の背景

(1) 緑の基本計画について

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（緑の基本計画）及び足立区緑の保護育成条例第4条に基づく「緑の保護及び育成に関する基本計画」として、令和2年12月に策定しました。

緑の将来像、目標、施策、取組みの方向性を定め、安心して心地よく暮らせる、魅力あるまちづくりを支える緑を、多様な主体の協創によって創出し、守り、育んでいくことを目的としています。

(2) 緑の基本計画の計画期間及び中間検証について

計画期間は、令和2（2020）年度から概ね10年間とし、策定から5年が経過する令和6（2024）年度に、施策の進捗、目標の達成状況等の中間検証を行い、必要に応じて施策等の見直しを行うこととしています。

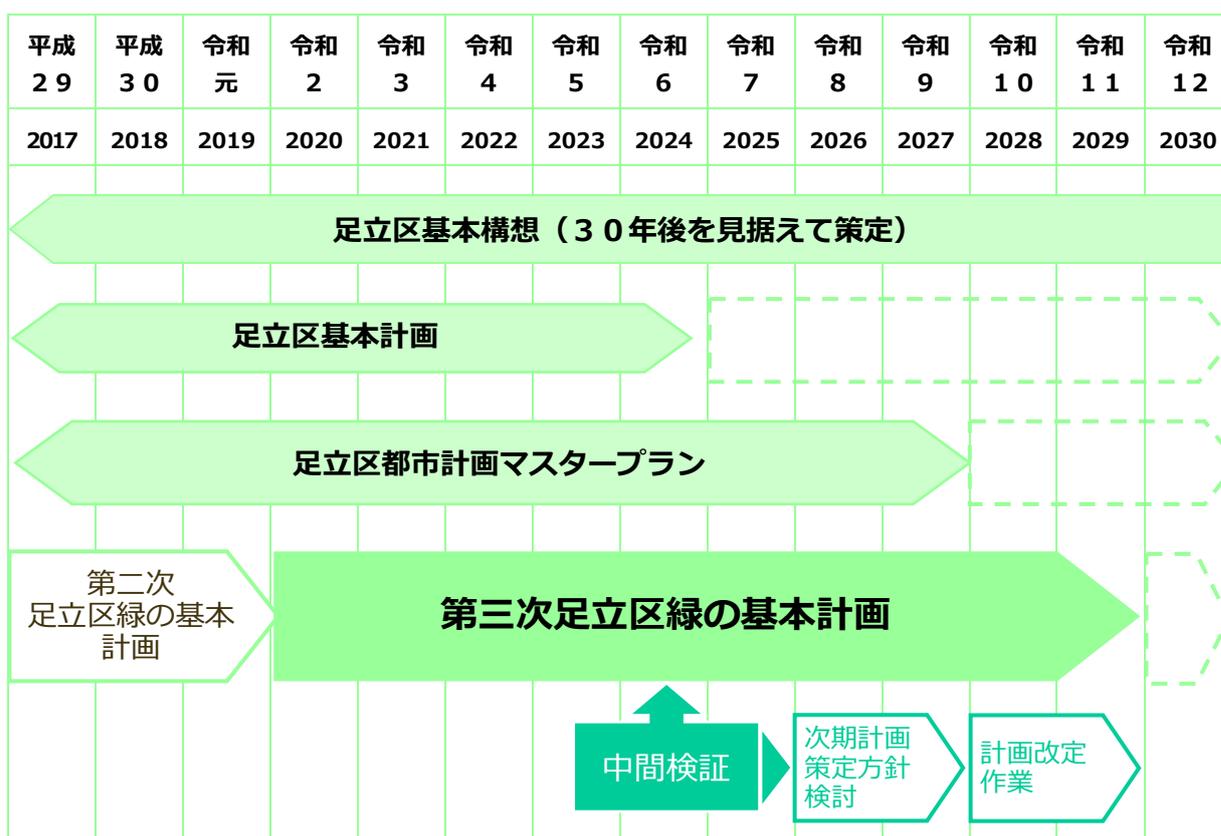


図 計画期間

【目指すべき姿】

水と緑を誇れるまち あだち

～識る・守る・活かす・繋ぐ～

計画目標	施策	指標	取組みの方向性
計画目標 1 緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす 【指標】 緑化活動に参加した区民の割合 プラットフォームとしての緑	施策 1 緑を育むひとを増やす	緑化活動に参加したいと思う区民の割合	1- (1) 緑と関わるきっかけづくり 1- (2) 「緑の効果」の普及啓発 1- (3) 子どもと緑とのふれあいの推進
	施策 2 緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ	みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数	2- (1) 緑を育む協創事業の展開 2- (2) 緑を育むひとの活動を活発化させる仕組みづくり
計画目標 2 魅力のある緑を 実感できる まちづくりの推進 【指標①】 まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合 【指標②】 景観・街並みが良好であると感じる区民の割合 【指標③】 ☆ 樹木で覆われた土地の割合 (樹木被覆地率)	分類Ⅰ 骨格となる水と緑 主に公有地 施策Ⅰ-1 骨格となる水と緑の確保と充実	「水と緑の魅力向上ポイント」における評価	I-1- (1) 骨格となる水と緑の形成と拡充 I-1- (2) エリアデザインによるまちの魅力向上
	施策Ⅰ-2 「歩きたくなる」水と緑のネットワークの構築	「歩きたくなる」ルートの総延長距離	I-2- (1) 「歩きたくなる」ルートづくり I-2- (2) 快適な歩行空間を形成する街路樹の育成 I-2- (3) 多様な水辺空間の保全と活用
	分類Ⅱ 民有地 施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実	優良緑化件数 緑化助成件数	II-1- (1) 建築行為に伴う緑地の確保と魅力向上 II-1- (2) 小さな緑化の推進 II-1- (3) 適切な維持管理の支援
	施策Ⅱ-2 樹林地・農地の保全と活用	保存樹林指定数 特定生産緑地面積	II-2- (1) 大木・樹林の保全と地域で守り育てる仕組みづくりの推進 II-2- (2) 農地の保全と活用の推進
	身近な緑 公有地 施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理	公園率 「行きたい公園がある」人の割合	II-3- (1) 目的に合わせて選べる公園の適切な配置 II-3- (2) 計画的で効率的な公園改修 II-3- (3) 公園を快適に利用するための維持管理の推進 II-3- (4) 公園の利用向上に向けた仕組みづくり
	施策Ⅱ-4 公共施設の親しみやすい緑化と既存の緑の保全	公共施設の優良緑化件数	II-4- (1) 地域が親しみやすい緑化の推進 II-4- (2) 貴重な既存樹木の保全

☆は実態調査を実施する概ね5年おき、それ以外は毎年実績を確認する指標とする。

2 中間目標の達成状況

(1) 「ひとづくり」の実績一覧

計画目標 (成果)	緑を育むために自ら行動し、活動するひを増やす						
	成果指標	計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度	最終目標 令和11年度
			実績値	年度目標 達成状況	年度目標		
	緑化活動に参加した区民の割合 (調査方法: 世論調査*)	15.9% (R1)	16.5%	<	17.1%	17.4%	18.9%

※「足立区政に関する世論調査」(以下「世論調査」という。)

年度目標達成状況 \geq 上回った・達成した
< 下回った

施策 (活動)	施策	活動指標	計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度	最終目標 令和11年度
				実績値	年度目標 達成状況	年度目標		
施策1	緑を育むひを増やす	緑化活動に参加したいと思う区民の割合 (調査方法: 世論調査)	17.6% (R1)	17.5%	<	18.8%	19.1%	20.6%
施策2	緑を育むひとの活動を 広げ、つなぐ	みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数	1,163 団体: 720 個人: 443 (R2)	1,233 団体: 764 個人: 469	<	1,281 団体: 757 個人: 524	1,312 団体: 767 個人: 545	1,467 団体: 820 個人: 647

目標と実績の基準日は、各年度の3月31日とする。

(2) 「まちづくり」の実績一覧

計画目標
(成果)

魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進

成果指標	計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度	最終目標 令和11年度
		実績値	年度目標 達成状況	年度目標		
まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合（調査方法：世論調査）	27.8% (R1)	60.0%	<	63.9%	64.4% ★	66.9% ★
景観・街並みが良好であると感じる区民の割合（調査方法：世論調査）	44.7% (R1)	50.2%	<	53.6%	53.8% ★	55.0%
樹木被覆地率	9.4% (H29)	9.7%	—	設定なし	9.8%	10.2%

年度目標達成状況 ≥上回った・達成した
<下回った

施策
(活動)

施策	活動指標	計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度	最終目標 令和11年度
			実績値	年度目標 達成状況	年度目標		
施策Ⅰ-1 骨格となる水と緑の確保と充実	「水と緑の魅力向上ポイント」における評価	2.16 (R3.3) ※	2.75	<	2.8	3.0	4.0
施策Ⅰ-2 「歩きたくなる」水と緑のネットワークの構築	「歩きたくなる」ルートの総延長距離	64,660m (R3.3) ※	67,390m	≥	66,810m	67,600m ★	69,990m ★
施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実	優良緑化件数（令和3年度からの累計）	0件 (R3.3) ※	10件	≥	10件	20件 ★	70件 ★
	緑化助成件数（令和2年度からの累計）	14件 (R1)	36件	<	80件	100件	200件
施策Ⅱ-2 樹林地・農地の保全と活用	保存樹林指定件数	25箇所 (R2.3)	30箇所	≥	29箇所	30箇所	35箇所
	特定生産緑地面積	9.87ha (R1)	20.5ha	<	21.8ha	21.8ha	23.9ha
施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理	公園率	6.1% (R2)	6.14%	<	6.18%	6.2%	6.3%
	「行きたい公園がある」人の割合（世論調査）	46% (R1)	46.8%	<	51.1%	51.5%	53.5% ★
施策Ⅱ-4 公共施設の親しみやすい緑化と既存の緑の保全	公共施設の優良緑化件数（令和3年度からの累計）	0件 (R3.3) ※	1件	≥	1件	2件	7件 ★

目標と実績の基準日は、各年度の3月31日とする。

※印は、第1回緑の基本計画推進会議(令和3年3月)の報告時の数値を記載している。

★印は、第2回緑の基本計画推進会議(令和4年6月)以降、目標を修正している。

3 計画目標及び各施策の評価・分析、今後の方針

(1) ひとつづくり

計画目標 緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす

- 緑のある環境を好ましく感じるひと、緑のことをもっと知り育ててみようとするひとを増やします。
- 自ら緑を育むひとが、活動の輪を広げられるように、場や機会を設けます。

指標 緑化活動※に参加した区民の割合（％）

調査方法：世論調査

※ 自宅の庭や玄関先、または公共の場で、プランターや植木鉢に草花を植えるなど、緑を増やしたり、育てる取り組み

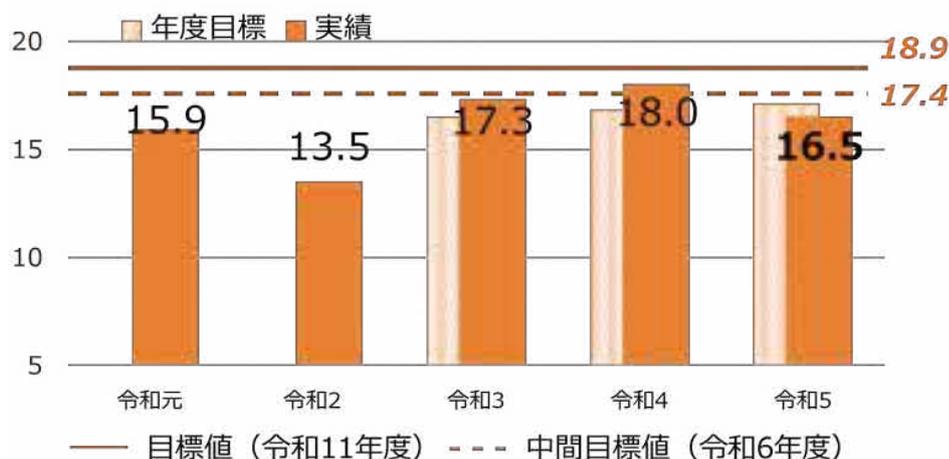
ア 令和5年度までの総括（指標の推移と評価）

指標 緑化活動に参加した区民の割合（％）

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
15.9%（R1）	16.5%	<	17.1%	17.4%

ひとつづくりの取り組みは、対面の活動が多く、コロナ禍では、開催方法に制約が生じ、令和2年度に数値が低下しましたが、その後、イベント開催、人材育成の取り組みを進め、令和3・4年度は年度目標を上回りました。

令和5年度は、花や緑に興味を持ってもらう企画の実施や、花や緑の育成、保全をリードする人材の育成に取り組んできたものの、目標値をやや下回りました。



イ 課題

令和5年度に指標の値が低下した一因として、コロナ禍によって生じた様々な制約が緩和され、区民の行動の幅が広がったことで、緑化活動への参加、関心の低下につながった可能性があります。

花や緑に興味を持ってもらう企画をさらに工夫していくことが必要です。

本指標を含む、「区政に関する世論調査」に基づく指標は、すべて令和4年度から5年度にかけて数値が低減していることから、令和7年度以降の推移を注視し、課題分析とそれに沿った対策を試行の上、次期計画策定時に必要な対策を講じていきます。

ウ 展望

(ア) 緑に関心がない区民、または子育て世帯へのアプローチの強化

気軽に参加できるイベントの実施、子どもたちの体験の場づくりとして、大型イベントでの体験プログラムや、あだち放課後子ども教室、ひとり親家庭交流事業との連携を継続しながら、実施回数や定員の増加を目指します。

(イ) 緑に関心がある、または活動している区民への継続的なアプローチ

人材育成の各講座を継続していきます。

緑の協力員制度の再構築やネットワークづくりの意見交換や検討を継続していきます。

緑化活動団体においては、辞退の理由や活動の実態等の把握により、継続できるフォロー体制の検討をします。

施策 1 緑を育むひとを増やす

- 緑を育むひとを増やしていくため、身近な緑について知り、関わるきっかけとなる情報発信や普及啓発の機会を充実させます。
- 幼少期の体験が大人になってからの行動に繋がるため、未来の担い手である子どもたちが緑について学び、体験する機会を創出していきます。

ア 指標の評価・分析

指標 今後、緑化活動に参加したいと思う区民の割合（％）

調査方法：世論調査

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
17.6%（R1）	17.5%	<	18.8%	19.1%

花や緑に興味を持ってもらう企画の実施や、花や緑の育成、保全をリードする人材の育成に取り組み、順調に達成してきたものの、令和5年度は目標値をやや下回りました。様々な制約が緩和された令和5年度は、区民の行動の幅が広がったことが、緑化活動への参加、関心の低下につながった可能性があります。

本指標を含む、「区政に関する世論調査」に基づく指標は、すべて令和4年度から5年度にかけて数値が低減していることから、令和7年度以降の推移を注視し、課題分析とそれに沿った対策を試行の上、次期計画策定時に必要な対策を講じていきます。



イ 今後の方針

引き続き、花や緑に関心がない区民へのアプローチ、子どもたちが花や緑とふれあう体験を重視し、公園における既存のイベントやあだち放課後子ども教室等、ひとり親家庭交流事業との連携により体験の場づくりを継続し、普及啓発に取り組みます。

施策 2

緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ

- 緑を育むひとの活動を広げていくため、活動のステップアップ、ステップ間や関連事業に関わる人材の交流を活発化する仕組みづくりを進めます。

ア 指標の評価・分析

指標 みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
1,163 団体：720 個人：443 (R2)	1,233 団体：764 個人：469	<	1,281 団体：757 個人：524	1,312 団体：767 個人：545

団体は、新規23団体、解除34団体で、総数は764団体となりました。

令和4年度より再開した農業ボランティア養成講座の新規登録や、保存樹木樹林の新規登録、花のあるまちかど事業や花壇管理団体等の増加があったものの、団体登録解除もあったため、目標を下回る結果となりました。

団体解除の主な要因は、団体（商店等）の廃業、人材不足などによるものでした。



- 目標値 (令和11年度) — 中間目標値 (令和6年度)
- 団体
公園等の自主管理 (清掃・花壇)、緑の協定、花のあるまちかど事業の協力団体、花いっぱいコンクール参加団体など
- 区民 (個人)
保存樹木・樹林の所有者管理者、農業ボランティア (養成講座修了者)、ビューティフルガーデン認定者

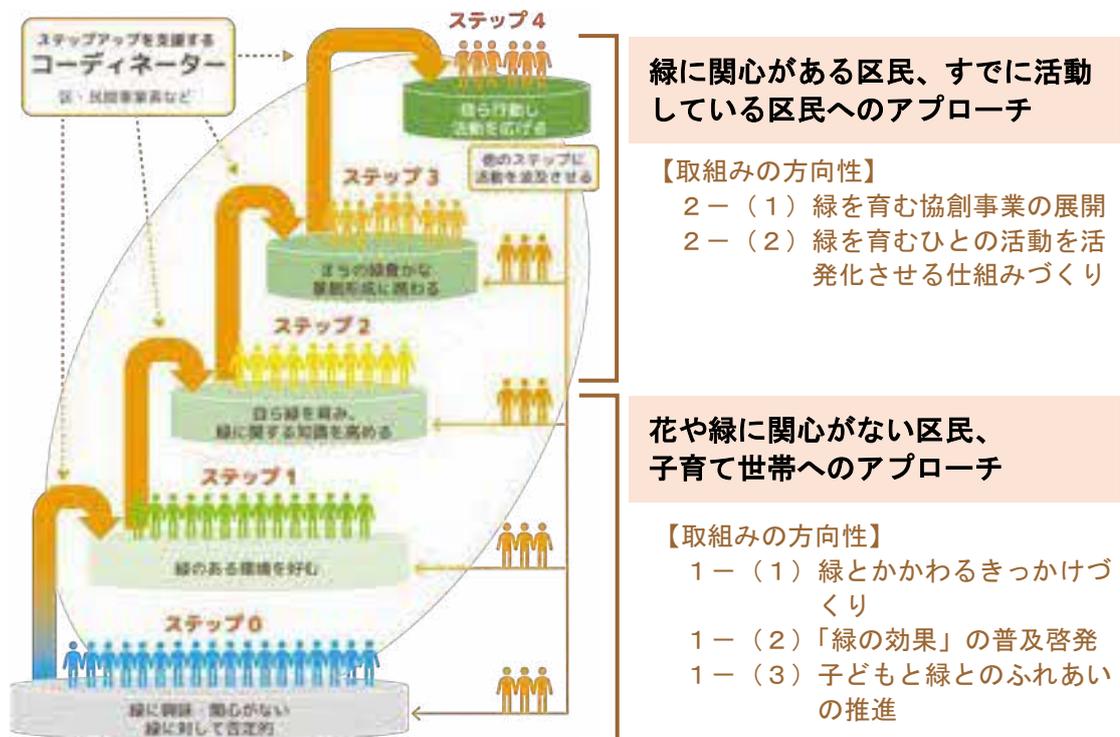
イ 今後の方針

登録解除理由を把握し、現在活動している団体等が活動を継続するため、活動者目線に立った支援体制を整えます。

引続き、あだち広報への掲載、アトリウム展示、イベント時の出店など、情報発信を強化します。

ひとつづくりに関する事業展開のイメージ

緑との関わりをステップアップさせていくという考え方に沿って、施策を展開しています。



区民・団体・事業者

各制度の支援対象となりそうな個人・団体へのアプローチ

【取組みの方向性】
2- (2) 緑を育むひとの活動を活性化させる仕組みづくり

実施した取組事例

- 【取組みの方向性】 1－（１）緑とかかわるきっかけづくり
 1－（２）「緑の効果」の普及啓発
 1－（３）子どもと緑とのふれあいの推進

ステップ0

ステップ1

ステップ2

①緑とかかわるきっかけづくり、緑とのふれあいにつなげる各種イベント



◀ しょうぶ沼公園
開花時期の夜間ライトアップ



▲ 子ども家族向けイベント
落ち葉の貼り絵 @都市農業公園



▲ 子ども家族向けイベント
巨大カルタ大会 @都市農業公園



▲ みどりの学び場
外部の専門講師による区民
向けの緑の普及啓発講座



▲ みどりのあそびば
子ども及び子育て世代へ
向けて緑の普及啓発講座

②「みどりのあそびば」

コロナ以降初めて（令和2年1月以降初）しょうぶまつり、梅まつり等に出店。

※ 令和5年度「みどりのあそびば」事業は9回実施。（参加者はのべ784人）



- ◀ 梅まつり
自然素材を使ってキーホルダーづくり



- ◀ ◀ しょうぶまつり
クラフトづくりやさかなつりゲーム、
多肉植物寄せ植えなど

③その他の子どもたちの体験の場づくり



- ▲ 保育園での緑のカーテン育成支援



- ▲ 公園の田んぼでの体験イベント

① 公園自主管理



- ◀ 良好なまちづくりに貢献することを目的として、町会自治会、社会福祉法人、任意の団体などで公園の清掃や草刈などを行う。

② 花の散歩道



- ◀ 「日暮里・舎人ライナー」が開通に合わせ、平成18年度からこのまちを楽しみながら散策できるようにと、区と地域住民が協働して作られた。

③ 緑の協力員



- ◀ 区長から委嘱され、区の緑化に関する施策に協力するとともに、自ら緑化推進運動を進める。
令和5年度は区が企画した講座の講師として参加（8回）。

① 緑の協力員のスキルアップ講座



◀ スキルアップ講座

任期完了後の活動につなげることを目的に、緑の普及啓発を实践するための、知識・技術を身につけます。3年目の協力員は、班ごとに講座の企画・実施します。

※ 任期後に活動するNPO立上げ
(R6) 『みどりの陽だまり会』

② プレーリーダーの養成講座



◀ 元渚江公園「ぼうけんあそび」

プレーリーダー養成講座は、生物園の指定管理者が実施しました。

令和5年度は9人の登録者に対して実施しました。

③ 農業ボランティア※の養成講座



◀ 区内農地での実習

令和2、3年度は中止していたが、令和4年度から再開しました。

令和5年度は講座を8回開催し、10名が修了しました。

※ 区が農業ボランティアとして農作業のお手伝いをしたい方を募集し、区内農家などでの実習、講義により農業ボランティアとして養成・認定し、登録された方を、手伝いを希望する農家や農業関連イベントなどに派遣する制度。ボランティアは、派遣要請のあった農業者のもとに赴き、農作物の収穫や出荷作業、手入れ、除草などを支援する。

(2) まちづくり

計画目標

魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進

- 人々の身近にある水や緑を、見てみたい、ふれあってみたいと思えるような、魅力的なものとしていきます。
- これまで守り育てられてきた農地や大木、樹林地などをこれからもまちの魅力として保全します。

指標①

まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合

ア 令和5年度までの総括（指標の推移と評価）

指標

まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合（％）

調査方法：世論調査

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
27.8% (R1)	60.0%	<	63.9%	64.4%

令和3年度より、まちなかの花や緑について、増減ではなく、現在の体感を問う設問にした結果、数値が大きく増えたことから、目標値を再設定しました※。

全体の割合は、令和3年度以降大きく変わっていませんが、年度により地域別の評価にばらつきが生じています。

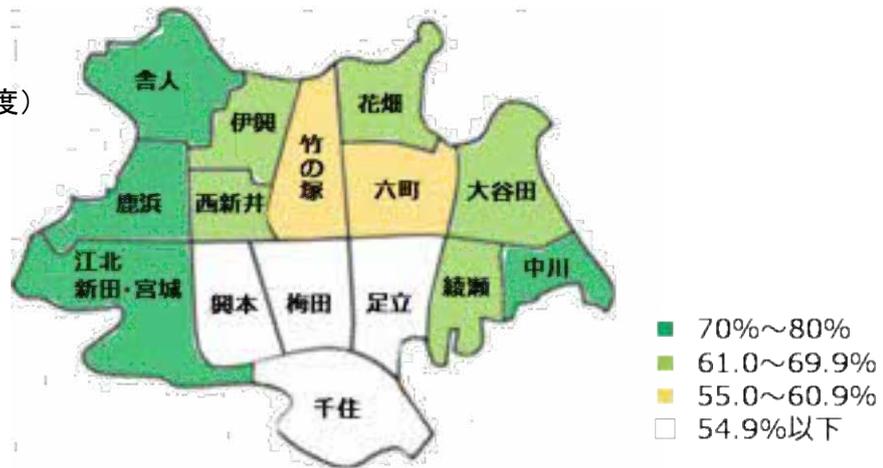
※ 令和3年度に世論調査の設問を変更したため、その結果を基準に、目標値を上方修正しました。

令和2年度まで「まちなかの花や緑が増えている」増減

令和3年度から「まちなかの花や緑が多い」現在の体感



地域別
(令和5年度)



イ 課題

地域別で数値の差が大きくなっています。舎人・入谷、中川地域など都立公園が立地する地域や、緑被率が比較的高い地域で数値が高くなっており、各地域のまちの特徴が大きく影響していると考えられます。

本指標を含む、「区政に関する世論調査」における「居住地域の評価」に関する項目は、すべて令和4年度から5年度にかけて数値が低減していることから、令和7年度以降の推移を注視し、課題分析とそれに沿った対策を試行の上、次期計画策定時に必要な対策を講じていきます。

ウ 展望

地域別の推移を詳細に検証し、地域特性を踏まえた効果的な施策を検討、実行していきます。

【参考】「足立区政に関する世論調査」にみる関連指標の傾向

第三次足立区緑の基本計画の指標のうち、次の3つの指標は区が毎年度実施する「足立区政に関する世論調査」の調査項目の一つである「居住地域の評価」の調査結果を用いています。

(該当する指標と掲載ページ)

まちづくり：まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合 (p. 14)

景観・街並みが良好であると感じる区民の割合 (p. 16)

「行きたい公園がある」人の割合 (p. 33)

中間検証時点の調査結果を見ると、3つの指標とも令和4年度から令和5年度にかけて数値が低減しています。とはいえ、数値の低減は、「居住地域の評価」の調査16項目すべてに共通しており、花や緑、景観、公園に対する評価だけが悪化しているわけではありません。

このため、計画期間後半における推移を注視し、課題分析とそれに沿った対策を試行の上、次期計画策定時に必要な対策を講じていきます。

指標②

景観・街並みが良好であると感じる区民の割合

ア 令和5年度までの総括（指標の推移と評価）

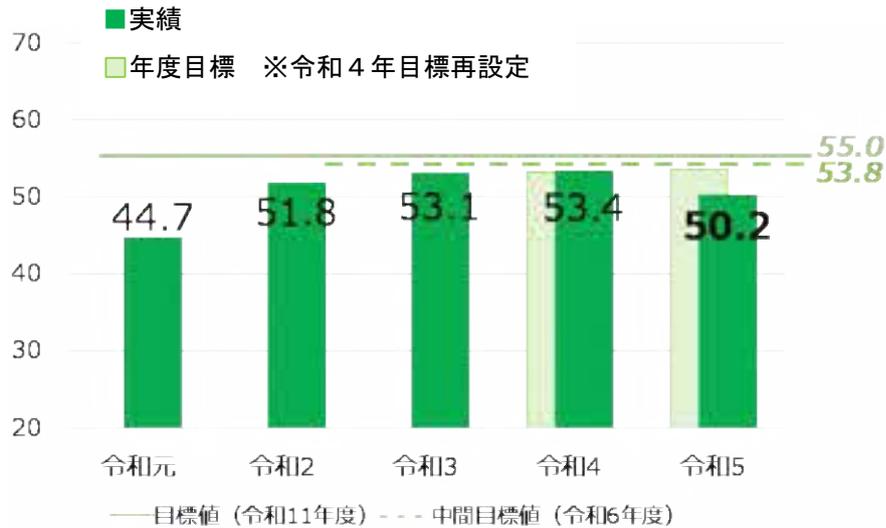
指標 景観・街並みが良好であると感じる区民の割合（％）

調査方法：世論調査

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度*
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
44.7%（R1）	50.0%	<	53.6%	53.8%

※ 令和3年度に実績をふまえ、中間目標を上方修正しました。

令和2年度以降、目標値に近づく方向で推移しましたが、令和5年度に減少に転じました。同じ地域においても、年度により区民の意識に差が生じています。地域ごとの推移を注視し、まちづくりの各施策が区民意識に及ぼした影響を検証していく必要があります。



地域別
(令和5年度)



イ 課題

指標①まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合と同様に、地域別で数値の差が大きくなっています。

『足立まちの風景資産』の普及啓発を目指し、令和5年度よりまち歩きやワークショップの開催、SNSによる情報発信回数を増やす取組みなどに取り組みましたが、目標を下回りました。

本指標を含む、「区政に関する世論調査」における「居住地域の評価」に関する項目は、すべて令和4年度から5年度にかけて数値が低減していることから、令和7年度以降の推移を注視し、課題分析とそれに沿った対策を試行の上、次期計画策定時に必要な対策を講じていきます。

ウ 展望

まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合と同様に、地域別の推移を詳細に検証し、効果的な施策を検討、実行していきます。

景観形成に関する情報発信を実施するにあたっては、より多くの関心を集められるように実施内容を工夫し、普及啓発の取組みを深度化させていきます。

指標③

樹木被覆地率

ア 令和5年度までの総括（指標の推移と評価）

指標 樹木被覆地率（%）

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
9.4% (H29)	9.7%	—	設定なし	9.8%

樹木被覆地率が平成29年と比べて0.3ポイント、面積は14.58ha増加しました。

平成29年からの変化で、新たに300㎡以上の樹林として把握された箇所が増えたことがわかりました。個人宅や寺社の樹林の箇所数は増加し、特に共同住宅における樹林の箇所数が大きく増えています。

保存樹林の指定、所有者・管理者への支援等により、樹林地が保全されたこと、新たな建物の整備に伴う緑化などにより、樹木被覆地が増加したと考えられます。



【参考】樹木被覆地とは



上空から見て樹木で覆われた土地のこと

イ 課題

調査が約5年おきとなるため、令和6年度の実績値は検証できませんが、0.1%の目標を達成するためには、引続き樹木被覆地の確保を進めていく必要があります。

【参考】樹木被覆地率を0.1% (5.325ha) 増加させるために必要な緑地
 例) 街区公園 (0.25ha) が48か所必要
 樹木被覆地率45%以上で整備すると、1公園で確保される
 樹木被覆地0.1125ha
 → $5.325\text{ha} \div 0.1125\text{ha} = 47.3\text{か所} \approx \text{約}48\text{か所}$

ウ 展望

引き続き、保存樹木・保存樹林の指定、所有者・管理者への支援等による緑の保全と、緑化計画を通じた民有地の緑化の誘導により、樹木・樹林地を保全・育成していきます。

令和5年度 足立区緑の実態調査（第7次）より

■ 足立区の緑被等の構成



■ 樹木被覆地の面積割合

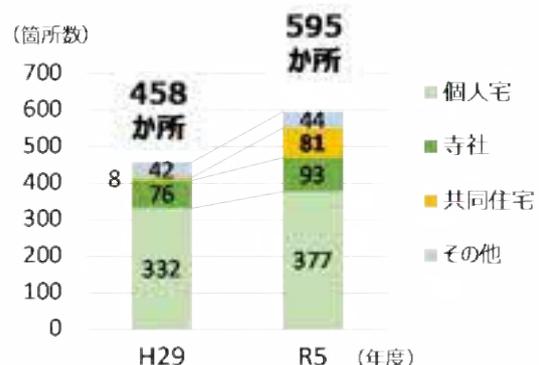


区内の樹木被覆地の面積割合は、公民で比較すると、民有地が公有地の約2倍

■ 過去からの変化



■ 300㎡以上の樹木被覆地



施策 I - 1 骨格となる水と緑の確保と充実

- 緑の多様な機能を併せ持つ、区内の代表的な公園や、区を縦断・横断する軸を形成する水辺や道路・緑道を、「骨格となる水と緑」と位置付け、都市の構造上、重要な水と緑として確保していくとともに、「緑の効果」グリーンインフラの視点に沿って、区民、事業者と協力して、更なる充実を目指します。
- エリアデザインのまちづくりで新たに施設の整備・改修等を計画するエリアでは、今後特に緑化や景観向上に力を入れて取り組んでいく「水と緑の魅力向上ポイント」を設定し、公園や緑地等の施設単独ではなく計画地域全体の魅力向上を検討します。

ア 指標の評価・分析

指標 「水と緑の魅力向上ポイント」における評価（点）

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
2.16 (R3.3)	2.75	<	2.8	3.0

令和5年度における全体の評価点は、計画策定時から向上していますが、令和4年度の実績値を下回りました。

令和4年度から特に評価点が下がったエリアは、綾瀬や千住大橋、花畑川です。いずれも工事中で、水や緑が感じることができなかったためです。

一方、江北や六町は、評価点が上がりました。これは、新たに整備された緑地等の緑が、経年により大きく育ったためと思われます。

各エリアのまちづくりの進展による評価点が反映された結果であると考えられます。



満点は、5.0点。6エリアでの評価点の平均値を、指標値とする。
令和3年度からは、緑の協力員が6エリアを採点、評価。

イ 今後の方針

地域ごとの推移について分析し、効果的な取り組みをまちなみの整備に反映していきます。

「水と緑の魅力向上ポイント」の6エリア



水と緑の魅力向上ポイント 評価 採点入力表
① 花畑エリア

評価項目	評価	コメント
1 水と緑の魅力向上ポイントの設置状況	0 1 2 3 4 5	
2 水と緑の魅力向上ポイントの設置状況	0 1 2 3 4 5	
3 水と緑の魅力向上ポイントの設置状況	0 1 2 3 4 5	
4 水と緑の魅力向上ポイントの設置状況	0 1 2 3 4 5	
5 水と緑の魅力向上ポイントの設置状況	0 1 2 3 4 5	

評価コメント欄 (採点後に記入してください)

緑の協力員が採点を行う際に使用する評価カルテと採点表

施策 I - 2

「歩きたくなる」水と緑のネットワークの構築

- まちの誇れる花の名所や並木道、水辺を味わえる「歩きたくなる」ルートを活用することで、より多くの区民が四季の変化や心地よい木陰など緑の魅力にふれあえる場所を体感でき、レクリエーションや健康増進につながることを目指します。
- 「歩きたくなる」ルートは、主要な街路樹の育成や、河川、親水緑道の保全・活用によりネットワーク化を図ります。

ア 指標の評価・分析

指標 「歩きたくなる」ルートの総延長距離

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
64,660m (R3.3)	67,390m	≥	66,810m	67,600m

令和5年度は、歩きたくなるルートの整備予定箇所、毛長公園の一部が整備され、総延長距離が増えました。



イ 今後の方針

道路の整備やバリアフリー化、ルート沿いの公共住宅団地の建替等にあわせ、安全安心で快適に歩けるルートの整備を進めます。

今後も、毎年度1、2ルートずつ調査を行い、取り組みの成果を検証し、整備や維持管理に反映していきます。



番号	認定ルート名	R5認定距離 (m)	番号	認定ルート名	R5認定距離 (m)
1	山王堀緑道	834	21	古隅田川親水水路	3,435
2	舎人緑道公園	1,108	22	五反野親水緑道	605
3	神領堀親水緑道	524	23	裏門堰親水水路	818
4	毛長緑道	348	24	さくら参道(西新井)	470
5	見沼代親水公園	1,699	25	荒川河川敷左岸	8,390
6	桜並木(伊興)	451	26	荒川河川敷右岸	9,350
7	保木間堀親水水路	1,009	27	大踏切通り	903
8	毛長川遊歩道	1,028	28	電大通り	269
9	竹の塚けやき大通り一連	1,617	29	隅田川テラス(千住)	3,189
10	毛長公園	959	30	やっちゃば緑道	430
11	あいぐみ緑地公園一連	2,155	31	かつら並木通り	265
12	綾瀬川沿い遊歩道(花畑地区)	1,358	32	隅田川テラス(小台・新田)	5,845
13	古綾瀬川遊歩道	268	33	神領堀緑道(熊の木橋)	1,066
14	神明・六木遊歩道	2,079	34	江北北部緑道公園一連	2,949
15	葛西用水親水水路	3,507	35	諏訪木西公園一連	1,483
16	中川沿い遊歩道	2,654	36	東京女子医大通り(おしべ通り)	556
17	中居堀親水水路・しょうぶ沼公園	780	合計		67,390
18	八か村落し親水緑道(南北)	558	整備予定箇所		
19	八か村落し親水緑道・中川緑道	2,380	a	花畑川親水水路	
20	東綾瀬せせらぎ水路(東綾瀬公園)	2,049	b	綾瀬川沿い遊歩道(六町)	

「水と緑の魅力向上ポイント」「歩きたくなるルート」の評価と実地調査

「水と緑の魅力向上ポイントビューポイント」及び「歩きたくなるルート」の評価方法は、足立区緑の基本計画推進会議に意見をいただき、運用しながら評価指標、評価方法の改善を重ねています。

「水と緑のビューポイント」については、令和3年度から緑化協力員が評価カルテを使用し、21ページの「水と緑の魅力向上ポイント」6エリアを採点しています。

「歩きたくなるルート」については、実際に「歩きたくなる」コース設定になっているかどうかを確認することを目的に、令和4年度から区職員と緑化協力員が実地調査を行い、安全性、快適性、コースの特長等を確認するとともに、調査シートを用いてルート設定を評価しています。令和5年度からは、歩きたくなるルートの実地調査にあわせて、魅力向上ポイントの評価地点の確認も行っています。

調査で上がったご意見は、維持管理担当と連携し、バリアフリー地区別計画等にあわせて、改善をはかっていきます。

<「歩きたくなるルート」実地調査対象ルート>

① 令和4年度実地調査

【対象ルート】

あいぐみ緑地コース
(総合スポーツセンター公園
～毛長公園 1.8 km)



② 令和5年度実地調査

【対象ルート】

千住大橋エリア
(かつら並木通り、隅田
川沿い 2 km)



施策Ⅱ－１	民有地の緑の充実 ①優良緑化
(施策Ⅱ－４)	公共施設の親しみやすい緑化と既存の緑の保全)

- 身近な生活空間に緑を増やしていくため、建物の新築・増改築時や開発事業などの際にまちの魅力となる緑化を誘導していきます。

ア 指標の評価・分析

指標 優良緑化件数（令和３年度からの累計）

計画策定時		令和５年度			中間目標 令和６年度
		実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
民有地	0件 (R3.3)	10件	≥	10件	20件
公共施設	0件 (R3.3)	1件	≥	1件	2件

令和５年４月から「優良緑化認定制度」の運用を開始しました。
 初年度の実績は下表のとおりであり、概ね想定している件数で、審査や申請などの運用ができています。
 緑化完了書の提出率アップの成果は、運用開始初年度のため判断しがたく、令和６年度以降の動向を引き続き注視し、最終年度に評価します。

緑化完了書の提出	220件
優良緑化認定 候補（評価点15点以上の物件）	69件
優良緑化認定	11件
最優良緑化 表彰候補（評価点20点以上の物件）	1件

イ 今後の方針

概ね想定どおりの運用ができていることから、事業者・区民に制度が認知されるよう、認定物件の公表とともに周知していきます。また、制度の付加価値を高めるため、認定番号の設定を検討するとともに、認定プレートの大きさにバリエーションを持たせることについて事業者等の要望を確認し検討します。

緑化完了書の提出や優良緑化認定制度についてPR方法の工夫を進めていきます。
 また、ヒアリングやアンケートを行い、事業者にメリットのある制度を検討します。

施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実 ②緑化助成

- 身近な生活空間に緑を増やしていくため、建物の新築・増改築時や開発事業などの際にまちの魅力となる緑化を誘導していきます。
- まちかどにたくさんの小さな緑を増やす区民や事業者の活動を支援します。

ア 指標の評価・分析

指標 緑化助成件数（令和2年度からの累計）

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
14件 (R1)	36件	<	80件	100件



緑化助成の活用例

(ア) 周知の実績

地域の情報スタンド等を活用し、周知範囲を拡大、住宅展示場で各住宅メーカーへ直接PRを行いました。

(イ) 他制度との相乗効果

不燃化事業とセットで周知を行いましたが、高い効果は得られませんでした。
新設の優良緑化認定制度との相乗効果は、今後の推移を検証する必要があります。

(ウ) 手続きの見直し検討

他区の類似制度を調査したところ、足立区と同程度の実績で、件数が増えない課題を抱える区も少なくありませんでした。また、足立区に比べて手続きが簡略な区もありました。

イ 今後の方針

事業者ヒアリングを実施し、具体的な内容を検討した上で、手続きの簡素化を進めます。

また、ヒアリングやアンケートを行い、申請者がより活用しやすい制度へ拡充していくことを検討していきます。

さらに、関連する情報を区民、事業者にわかりやすく提供していくため、緑化計画、緑化助成、優良緑化など、複数ある制度について一体化した新たなリーフレットを作成します。

施策Ⅱ－２

樹林地・農地の保全と活用

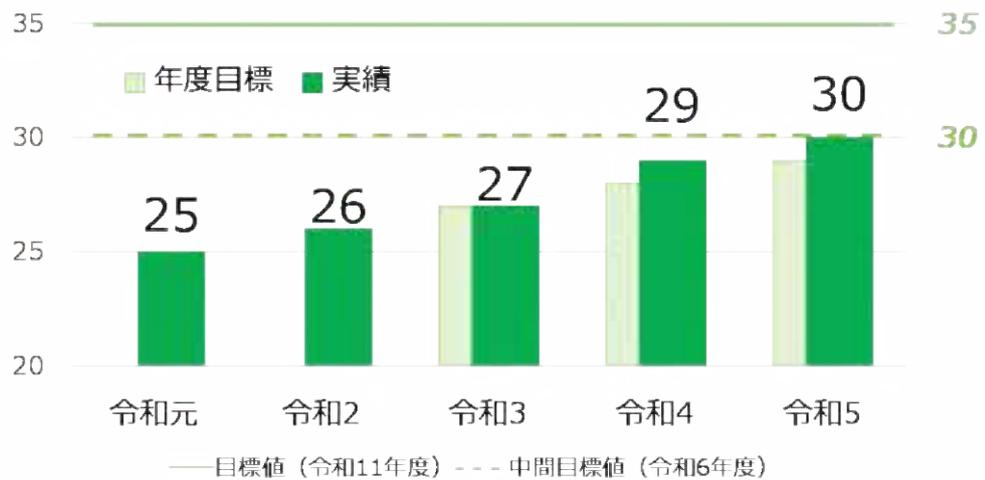
①保存樹林指定件数

- まちの歴史と共に受け継がれてきた大きな樹木・樹林や農地を次世代に引き継いでいくため、多様な主体が関わり、樹木・樹林や農地を守り育て、活用する取組みを進めます。

ア 指標の評価・分析

指標 保存樹林指定件数

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
25箇所 (R2.3)	30箇所	≥	29箇所	30箇所



(ア) 樹林地や大木保全の実績

保存樹林の指定は、年1か所の目標を上回り、順調に増加しています。

(イ) 所有者・管理者への支援

剪定補助や樹木診断等の管理支援を継続実施しました。また、助成額増額のための調整、要綱改正を実施しました。

(ウ) 周知・啓発

大木・樹林への理解を醸成していくため、区役所やイベントでのパネル展示で、保存樹木・樹林制度や管理者の紹介を行い、知る・親しむ機会を設けました。



区役所内でのパネル展示



しょうぶまつりでのパネル展示

イ 今後の方針

令和6年度から剪定補助の上限額を廃止し、管理支援を拡充しています。

指定候補リストの更新、所有者・管理者への働きかけを継続します。

大型イベント等でのパネル展示、保存樹フォーラムや、若い世代へのアプローチを通じて、大木・樹林を地域で育てる機運の醸成に努めます。

施策Ⅱ－２

樹林地・農地の保全と活用

②特定生産緑地面積

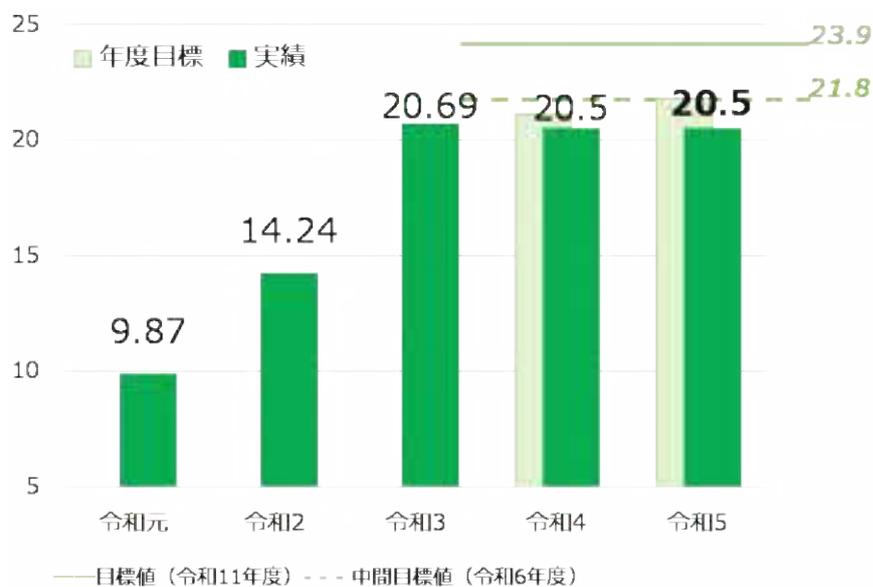
- まちの歴史と共に受け継がれてきた大きな樹木・樹林や農地を次世代に引き継いでいくため、多様な主体が関わり、樹木・樹林や農地を守り育て、活用する取組みを進めます。

ア 指標の評価・分析

指標 特定生産緑地面積

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度*
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
9.87ha (R1)	20.5ha	<	21.8ha	21.8ha

※ 令和3年度に当初の中間目標16.9haを達成したため、今後の指定対象面積をふまえ、目標値を上方修正しました。



(ア) 実績・課題

新規指定、解除ともなく、前年度から変化はありませんでした。

(イ) 指定状況

指定から30年が経過した平成4年・5年指定の生産緑地のうち、特定生産緑地に指定した地区は、121地区、20.5ha(69%)です(令和5年11月6日付)。

ただし、主たる従事者の死亡及び故障による買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の削除が発生したことが影響し、中間目標値に達しない見込みです。また、申出基準日（指定から30年）が到来する生産緑地地区は、直近で令和12年12月1日以降となることから、最終目標（令和11年度）の達成も実現性が低い状況です。

（ウ）農業ボランティア養成

農業の支え手となるボランティア養成講座を再開し、10名が修了しました。
（→「ひとづくり」13ページ参照）

イ 今後の方針

（ア）特定生産緑地の指定

今後も申請期限をむかえる農業者に対し、農業を続けていただけるよう、申請を働きかけていきます。

（イ）その他の農地保全に関わる取り組み

生産緑地所有者を含め農業者の意見や要望に基づき新たな区民農園の開設を進めるとともに、農業ボランティア養成、区内産農作物のPR、地産地消の推進に取り組めます。

また、都市農業公園でのイベントやプログラム、足立農すくーる（農業体験型農園）、区内保育園・幼稚園・小学校の児童を対象とした農業体験学習授業などを通じて都市農地や都市農業への関心を高める農業体験の場づくりを継続していきます。

施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理

- 公園が不足する地域においては、密集事業やまちづくり事業を通じて設置を進めます。
- 目的に合わせて選べる公園づくり、安全・安心・快適な公園利用につながる施設改修を推進し、地域の公園の魅力を高めます（パークイノベーション*）。
- 限られた財源を有効に活用し、既存施設の計画的な維持管理と緑の育成を進めます。

ア 指標の評価・分析

指標 公園率*

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
6.1% (R2)	6.14%	<	6.18%	6.2%

※ 公園率＝区の面積に占める都立公園、区立公園、児童遊園、プチテラスの面積の割合

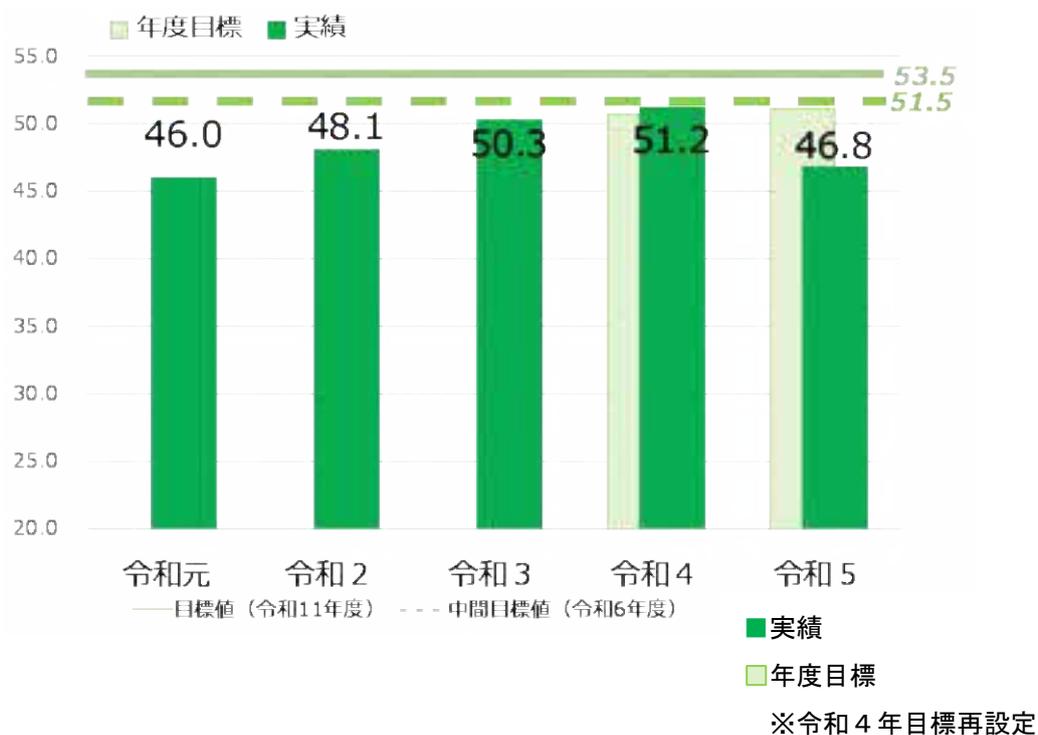


令和2～5年度の間に7か所、1.16haの公園を新設しました。

年度	名称	面積 (ha)
令和2	東六月町ふれあい公園	0.09
	令和 伊興本町公園	0.21
	梅島二丁目公園	0.14
令和4	平野どんぐり公園	0.14
	興野町いちょう公園	0.32
令和5	西新井本町四丁目公園	0.11
	東六月第二公園 (プチテラスから公園へ)	0.15
合計		1.16

指標 「行きたい公園がある」人の割合 (%) 調査方法：世論調査

計画策定時	令和5年度			中間目標 令和6年度
	実績値	年度目標 達成状況	年度目標	
46% (R2)	46.8%	<	51.1%	51.5%



(ア) パークイノベーションの取組み

目的に合わせて選べる公園づくり、安全・安心・快適な公園利用につながる施設改修を推進し、地域の公園の魅力を高めることを目的とした、パークイノベーションの取組みとして、地域の意見を聞きながら、令和2～5年度の間30か所（年間平均7.5か所）の公園を改修しました。

年間10か所の公園改修を目標としていますが、工事内容や地元調整等の状況により、実際の工事箇所は変動し、令和5年度については9か所の整備にとどまりました。工事入札不調と、歳入確保のために工期を翌年度に繰り越したことが要因に挙げられます。

(イ) 公園樹木維持管理指針の策定

公園を快適に利用するための維持管理の推進として、平成22年の策定から10年以上が経過していた「公園樹木維持管理指針」を令和6年3月に改定しました。新たな指針は、これまでの目標「緑の量と質の充実」に「公園の魅力となるみどりの創出」の観点を加えました。また、地球環境の変化、特に風水害によるリスクが増大していることへの対策や、落ち葉対策など区民ニーズに沿った対策を加えました。



公園樹木維持管理指針

(ウ) 公園利用のきっかけづくり

公園利用のきっかけづくりとして、パークで筋トレ、元渕江公園「ぼうけんあそび」、子ども食堂支援 野菜販売など、庁内の他部局とも連携を図りながら、様々なプログラムを実施しました。

(エ) 世論調査結果と合わせた分析の方法

「行きたい公園がある」人の割合（％）については、令和2年度以降、目標値に近づく方向で推移しましたが、令和5年度に減少に転じました。本指標を含む、「区政に関する世論調査」における「居住地域の評価」に関する項目は、すべてで令和4年度から5年度にかけて数値が低減していることから、令和7年度以降の推移を注視し、課題分析とそれに沿った対策を試行の上、次期計画策定時に必要な対策を盛り込んでいきます。

また、あわせて令和7年度から緑の協力員へのモニタリング調査を試行し、「行きたい公園」とその理由等を調査の上、結果から課題分析を行い、改修方針や維持管理、区民のニーズに合わせた情報発信に反映していきます。

公園利用のきっかけづくりとして実施した取組事例

① パークで筋トレ



公園を利用して、気軽に楽しみながらできる健康づくりを指導員が支援

38会場 参加者23,915人
(令和5年度実績)

② 元洲江公園「ぼうけんあそび」



子どもがいきいきと遊べる空間づくり
プレーリーダー養成講座も実施

1会場 76回 参加者1,669人
(令和5年度実績)

③ 子ども食堂支援 野菜販売

公園を利用して、野菜を販売、その収益で子ども食堂を支援

1会場 49回 参加者3,430人 (令和5年度実績)

イ 今後の方針

(ア) 公園整備

新規に設置を予定する次の箇所について、地域の意見を取り入れながら、魅力ある公園として整備を進めていきます。

- a 六町区画整理区域内の公園整備
- b 都市計画決定した公園の事業化（舎人三丁目第二公園 等）
- c 密集市街地事業で整備されるプチテラス等（千住西地区 等）

(イ) 計画的・効率的な改修

パークイノベーションの取り組みとして、令和6年度7か所（約32,747㎡）、令和7年度7か所（約28,483㎡）の改修を実施します。

整備の進捗に遅れを生じさせないよう、他機関との調整・連携を図り、円滑に公園整備を進めていきます。また、工事発注時期の見直しと適正な工期の確保を行い、入札不調への改善につなげていきます。

また、ハッピーひろば（インクルーシブ遊具広場）を総合スポーツ公園（令和5年度）、上沼田東公園（令和6年度）に整備しましたので、整備後の周知にも取り組んでいきます。令和7年度は、利用者アンケートをもとに、区内の配置計画なども検討します。

(ウ) 公園利用の魅力向上

整備や改修と合わせ、「パークで筋トレ」「プレーパーク」などの公園利用のきっかけづくりも継続し、だれもお気に入りの公園を見つけられるよう、公園の魅力向上に取り組んでいきます。

また、利用者が安心して公園を利用できるよう、夏季の暑さ対策、見通しの確保などの防犯対策に取り組みます。



コラム 緑の効果（グリーンインフラ）を活かす「雨庭」

緑の効果とグリーンインフラ

私たちの身近にある緑は、人が自然と共生し、心豊かに生活するための「環境・景観」を整える役割をはじめ、樹木や空き地があることによる大規模火災発生時の延焼防止など、安全な毎日を支える「防災・減災」の効果や、人が集い、活動することで生まれるコミュニティの形成や賑わいの創出などを通じて、そこに暮らす人々や地域を活気づける「地域振興」の効果を持っています。

このような、地域課題の解決のために緑が果たす役割を表す概念として、「グリーンインフラ」（グリーンインフラストラクチャー）があります。

第三次足立区緑の基本計画では、緑の効を表す概念「グリーンインフラ」の視点を持って、区民をはじめとする多様な主体が暮らしに根ざした緑を育て、活かしていくことによって、暮らしやすく魅力のあるまちの実現を目指しています。

注目高まる「雨庭」

気候変動に伴う風水害の増加を背景に、グリーンインフラの取り組みの一つである「雨庭」への注目が高まっています。

都市部では、地面の多くがコンクリートやアスファルトに覆われているため、降った雨が地面にしみこまず、短時間で河川や下水道に流れ込みます。台風や局地的大雨などによって河川や下水道の排水能力を超える雨が降ると、道路の冠水や住宅の浸水、いわゆる都市型水害が発生します。

雨水を一時的に貯留し、時間をかけて土壤に浸透させる機能を持つ花壇や植栽帯である「雨庭」は、都市型水害の被害軽減に寄与することが期待されており、世田谷区、杉並区などにおいて積極的に取り組みが進められています。

足立区における取り組み

足立区では、グリーンインフラの取り組みが広がる以前から、広場などに雨水を貯められる構造を持った公園や、地下に雨水貯留浸透施設を設けた公園など、グリーンインフラの機能を備えた公園を整備してきました。

中川・綾瀬川等流域では、地球温暖化の影響により河川の増水リスクが高まっていることを背景に、浸水被害対策の総合的に推進する特定都市河川の指定を受け、雨水の貯留浸透に関する取り組みが強化されつつあります。

今後は公園にとどまることなく、水害対策につながる雨水貯留浸透機能を持った緑の創出を進めていきます。



雨水の一時貯留機能を持つ
しょうぶ沼公園のしょうぶ田



コラム 生物多様性と緑

生物多様性とは

生物多様性とは、簡単に言うと、地球上の生物がバラエティに富んでいること、つまり、複雑で多様な生態系そのものを示す言葉です。

たくさんの種類の生きものがいるだけではなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることの3つのレベルの多様性があるとされています。しかし、それが急速に失われつつあることが地球規模で課題になっています。

足立区における生物の生息・生育状況

区内の40地区における野鳥モニターによる野鳥調査では、毎年70種以上の野鳥が確認されています。

令和3年夏から行っている区内で見つけた生きものを撮影・投稿するイベント「あだち生きもの図鑑をつくろう！」では、令和4年度以降、毎回1,000種以上の生きものが確認されています。

これらの調査では、国や東京都が作成する、絶滅の恐れのある野生生物種のリスト（レッドリスト）に掲載されている種も見つかっています。

表 野鳥調査による確認種数

年度	確認種数
令和3	70
令和4	71
令和5	77

表 生きものを撮影・投稿するイベントによる確認種数

年度	確認種数	
	春	夏
令和3		626
令和4	1,013	1,731
令和5	1,647	1,258



イベントで確認された東京都レッドリスト絶滅危惧種
(ヒクイナ (左) / トウキョウダルマガエル (右))

生物多様性の保全を支える区内の緑

樹林地、草地、水辺という多様な環境を持つ公園、緑地や親水水路は、生きものの生息・生育する拠点、エコロジカルネットワークの形成に、大きな役割を果たしています。野鳥調査や区民参加の生きものの調査イベントでも、多くの種が確認された場所に挙げられています。例えば、「あだち生きもの図鑑をつくろう！2024春夏編」では、都市農業公園で235種類、荒川千住新橋緑地（わんど広場）で129種類の生きものが報告されています。

公園は、区民が生物多様性への理解を深める場としての役割も果たしています。元洲江公園の生物園は、昆虫、魚をはじめ約500種類の生きものが飼育され、工夫を凝らした展示や多種多様な体験プログラムを通じて、生きものについて学ぶことができます。また、桑袋ビオトープ公園は、地域のビオトープとなる場所をめざして整備され、豊かな自然を利用した環境教育が行われています。六木水の森公園、見沼大親水公園、五反野推進緑道では、環境部の事業により、区民参加型調査イベント「あだちの水辺調査隊」による調査が行われています。

大きな公園だけでなく、身近な公園においても生物多様性に配慮した管理の取り組みが行われており、鳥や蝶が集まる公園をテーマとする入谷七丁目公園では、一部に草を刈る頻度を低くし、草丈を伸ばす場所をつくることでバッタや蝶など、昆虫がすむ場所をつくっています。

引き続き、公園、緑地などにおける生きものの生息・生育環境の保全・創出に取り組むとともに、環境部とも連携を図りながら自然や生物多様性に対する理解を促進する場としての活用を進めていきます。



桑袋ビオトープ公園



入谷七丁目公園に設けられた
昆虫のすみかとなる草地

4 計画後期における主な取組み

各施策の今後の方針から、主に次の取組みを進めていきます。

(1) 世論調査に基づく指標を補足するモニター調査の実施

第三次足立区緑の基本計画では、区民の緑に対する評価や、緑に関わる活動への参加状況を測る指標を設定しており、毎年度実施する世論調査の結果を用いて検証しています。

世論調査は、住民基本台帳から無作為抽出した満18歳以上の区民3,000人を対象に実施しています。区民全体の意向を統計的に表すものとして十分なサンプル数となるよう調査が行われていますが、回答者は毎年度異なります。

このような調査手法の特性から、世論調査は中長期的な成果として区民全体の意識変化を把握する指標としては適していますが、区が実施した事業に対する短期的、直接的な評価を読み取る指標としては、やや不十分な側面があります。

そこで、世論調査に基づく指標を補うものとして、調査対象を固定し経年変化を確認するため、毎年度同じ区民に回答いただくモニター調査を並行して実施することを検討します。具体的な方法として、令和7年度から緑の協力員を対象としたモニター調査を試行し、その結果をふまえて次期計画における指標及びその調査方法の検討に反映します。

(2) 緑化活動の参加者のすそ野の拡大

区内人口の高齢化に伴い、緑を育む活動の担い手の高齢化も進んでおり、特に町会自治会を母体とする活動において、高齢化や人材不足などを理由に活動団体としての登録を解除する事例が増えています。

若い世代の方々を促し、緑を育む活動を持続的なものとしていくため、これまでも子どもを対象としたみどりに触れあうプログラムを実施してきましたが、具体化を進めているプレーパークの拡大にあわせ、機会を捉えて連携するなど、児童が中心となる事業の中で新たな小中学校との連携を進めていきます。あわせて、大学との連携について関係課と具体的な調整を進めます。

さらに、中長期的視点に立って、子どもが環境を学びながら体験できる機会を提供し環境学習を進めている環境部と、連携を進めていきます。

(3) 緑化活動の評価、表彰

区では、緑を育む活動を促進する取り組みの一つとして、公園等の自主管理活動や保存樹木・樹林の維持に関する活動に対する感謝状の贈呈（みどりの功労者）を行っています。

その他、個人や団体の活動を促進するため、既に様々な取組みを行っています。多くの担い手の意欲を高め、また継続的に活動していただけるよう、ビューティフル・パートナーなど既存事業において表彰対象を拡充する検討を進めます。

(4) 民有地の緑の充実に向けた取組み

区では、面積200㎡以上の民有地において、建築物等を新築、改築、又は増築する場合や、駐車場の新設等を行うときに『足立区緑の保護育成条例』に基づき、緑化に努めるよう要請しています。

令和5年度から、よりよい緑化に対して優良緑化認定する制度を開始しました。

今後は、緑化完了書の提出と優良緑化認定制度が、事業者にとってもメリットのある制度となるよう、さらなる拡充を目指します。

また、目標件数に達していない緑化工事助成制度について、申請件数が伸びない一因である煩雑な手続きの簡素化を進めるとともに、事業者ヒアリングを実施し、活用しやすい制度となるよう見直しを進めます。

区民、事業者にわかりやすく情報を提供していくため、緑化計画、緑化助成、優良緑化など、複数ある制度について一体化した新たなリーフレットを作成します。

(5) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

公園の維持管理をはじめ、緑に関わる業務を計画的かつ効率的に進めるとともに、サービスの質を上げていくため、DXを進めていくことが求められています。

区の業務の効率化を図るため、維持管理業務に関わる情報のデジタル化、データの運用・更新の体制づくりを進めます。

また、地域住民・公園利用者への情報提供に各種SNSをはじめとするデジタルサービスの活用を進めるとともに、地域住民・公園利用者などの意見を収集し維持管理に活用する仕組みなど、先進的な取り組みに関する情報収集、導入方策の検討を進めます。

5 次期計画策定に向けた検討課題

計画後期では具体的な取組みとはしないものの、令和11年の次期計画策定に向けて検討していく課題です。

(1) 緑に関する国や東京都の動向の反映

都市部における緑の減少、気候変動による環境変化、コロナ禍を経た生活スタイルや価値観の変化などを背景に、国及び東京都の緑の保全・創出、都市公園の管理運営などに関する動向も大きく変化しています。

国及び東京都の動向を引き続き注視し、次期計画に反映すべき事項の精査を進めます。

ア 国の主な動き

(ア) 都市緑地法の一部改正（令和6年）及び「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」

都市緑地法の一部改正（令和6年）を受け、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、令和6年12月に国は「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」を策定しました。

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」を将来的な都市のあるべき姿とし、次の3つの都市の実現に向けた取り組み及び関連する指標を、緑の基本計画に位置付けることを促すとしています。

- ・環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市（CO₂の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取り組みの推進によるカーボンニュートラル実現への貢献）
- ・人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市（緑地の確保、適切な樹林更新等による緑地の質の向上など）
- ・Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市（地域の実情に応じた緑地の質・量の確保、グリーンインフラとしての多様な機能を発揮）

(イ) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年）

すでに激甚化している水災害に対応するため、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」の取組みが進んでいます。その一環として、都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用していくため、特別緑地保全地区の指定要件に雨水貯留浸透能力の高い緑地が追加されました。

(ウ) グリーンインフラ推進戦略2023（令和5年）及び緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）（令和6年）

緑の基本計画の策定・改定時にグリーンインフラの位置づけを促進するとと

もに、雨水流出抑制・浸水軽減、暑熱対策、生物多様性確保、ゼロカーボン、健康増進、賑わい創出などの地域課題の解決にグリーンインフラの取組みが貢献するよう、取組みの具体化を図っていくことが求められています。

(エ)「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言（令和4年）

地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」の実現に向け、都市公園を新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とすること、しなやかに使いこなす仕組みをととのえること、管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てることが重点戦略として示されています。

イ 東京都の主な動き

(ア) 東京グリーンビズ「東京都の緑の取組 Ver. 2」（令和6年）

人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民の皆様とともに未来に継承していくため、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取り組みを強化していくことが示されています。

(2) 樹林地・農地の保全方策の検討

樹林地や農地が、相続時の税負担に対応するため手放されることが、減少の要因の一つとなっています。

こうした問題に対し、民有緑地を維持・継続するため、東京都を含む九都県市首脳会議[※]が、国に、法や条例に基づき私権制限が生じる保全緑地に係る相続税の納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じることなどを継続的に要望しています。また、国においても、令和6年の都市緑地法改正により、都市緑地の保全のための支援の拡充を図っています。

区においても、保存樹木・樹林制度や、都市緑地法、生産緑地法に基づく既存制度の効果的な活用など、所有者への支援方策を継続的に検討、実施していきます。

※ 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県^{の知事}、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長により構成される会議。共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的に、様々な検討や国への要望などを行っている。

(3) 緑化指導・緑化計画の対象の検討

区では、面積200㎡以上（公共施設及び、国又は地方公共団体が所有する敷地は全て）の敷地において、建築物等を新築、改築、又は増築する場合や、駐車場の新設等を行うときに『足立区緑の保護育成条例』に基づき、緑化に努めるよう要請しています。

近年、区内の住宅建設において、従前の敷地が細分化され、小規模な戸建て住宅が複数棟建設されるケースが増えています。その際、元の敷地にあった屋敷林や庭木が伐採され、緑が減少しています。減少する緑を補う緑化がなされるよう、緑化指導・緑化計画の対象を検討していきます。